

陳情	受理番号	167	受理年月日	令和2年12月4日	付託委員会	厚生経済
件名	那覇空港南側船揚場施設整備について					

那覇空港南側船揚場施設整備について（陳情）

初冬の候、貴職におかれましてはますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素から私たち漁業者のため、水産業発展のためにご尽力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、積年の課題としていた旧日本軍に起因する那覇市大嶺地先で漁業を営んでいた漁業者が他の地へ移ることを強いられた苦難の歴史的経緯（別紙参照）を経て、那覇空港第2滑走路整備に合わせて、国、沖縄県、那覇市が連携して取り組むことを確約して頂きました。（別紙参照）

船揚場の施設整備につきましては、国、沖縄県、那覇市と私ども那覇地区漁業協同組合（以下「那覇地区漁協」という。）と数々の調整を経て瀬長島に近い那覇市域の沿岸地域に船揚場を整備することで合意し、那覇市が事業主体となって整備に向けて取り組みが進められている所であります。

しかし、同施設整備の確約からすでに7年が過ぎるも、未だ施設整備に向けた手続きが進んでおらず、このままでは確約が反故になるのではないかと危惧している所です。

本件船揚場施設整備のそもそもの始まりは、重ねて申し上げますが、旧日本軍飛行場用地収収に起因し、大嶺地先漁業者が強制的に他に移り漁をすることを余儀なくされたことが発端であります。それにより大嶺地先から瀬長島北側の海岸線（砂浜）に拠点を移した漁業者が、厳しい環境の中で漁を営んできたことと同時に、同海岸を小型船等で占有する課題が指摘されて、新たな場所を確保しなければならない状況となりました。昭和54年から長きにわたり代替する施設整備を要請し続けてきた私ども那覇地区漁協が国、沖縄県、那覇市との施設整備することを目的に確約を成立させました。

以上のことから、確約に基づいて早めに船揚場施設整備を実現することなど、これらの事業の経緯と事業の目的を共通認識として、関係各位及び各関係機関には認識して頂くようお願い申し上げます。

また、これらの要請の取り組みは、これまで私ども那覇地区漁協が実施してきており、他の漁協については、去る12月5日の那覇市議会で「その間、本事業については、関係する漁協の組合長らで構成される[]においても報告するなどして情報は提供しており、今回協議を求めている[]からは特段、意見や要望はありませんでしたし、これまでに本事案に関し施設整備等の要請や意見と言ったことも出されておらず、那覇市として十分に理解が得られたものと考えていました」と答弁しています。よって、私ども那覇地区漁協は、他漁協からこれらの課題解決に向けた要請や意見につ

いて、これまで一切なかったと理解しております。

にもかかわらず、[]からは、「以前に互いの組合長で船揚場の使用について約束していた」との発言があり、去る9月16日に []と私との話し合いで「船揚場建設が具体的になってから施設利用条件を言ってきたのではないですか」との問いに、 []は「そうです」との回答でした。よって、当初発言の根拠をもなくなりました。

本件施設整備後の利用計画について那覇市は、「本件施設整備は、歴史的経緯から鏡水ふれあい会館やともかぜ振興会館等と同様に代償施設整備の意義を持っていること。従って当該整備施設は大嶺地先漁業と関係ある者への優先利用の計画後に、漁船を係留する岸壁スペースなど施設管理上の支障がないことを確認した上で、その他の漁業者の施設利用についても公平に使用の許可をする方針としています。」と答弁しています。本件船揚場施設整備事業は、日本軍によって大嶺地先から移動させられた漁業者に対する慰藉事業であります。

この答弁内容からしても、国、沖縄県、那覇市は「市域漁協を含む市域漁業者の施設整備後の施設利用については、優先利用計画後に公平に許可を与える」ことについて、関係者に十分に説明して理解を得るよう努めていただきますようお願い申し上げます。

これまで、平成25年6月24日付け、国、沖縄県、那覇市の文書にて施設整備を確約する回答を受けて既に7年が経過していること。その間、私ども那覇地区漁協は幾度も施設整備事業について速やかな実施を要請してきたこと。また、事業計画については、関係漁業者及び那覇地区漁協との協議を重ねて策定されていることなど、述べてまいりました。

那覇地区漁協と致しましては、今時点での事業計画の見直しや条件協議などの要請はすでに時期を逸していることに十分ご理解を頂けるものと考えており、単に施設の竣工を殊更遅らせることにしかありません。

那覇地区漁協小禄支部の船揚場の整備については、本件事業が慰藉事業であることから当該船揚場が特定地域漁業者を優先して使用する施設であります。水産業を支える地域の船揚場施設としての漁業施設いわゆる生産施設の位置づけとなります。

同じ漁業を営む仲間として、お互い助け合う仲間として、地域漁業者は、公有水面埋め立てによる漁業権消滅に対し、生産者の立場で理解し、同意を受け入れなければなりません。

陳情主旨

最後になりましたが、那覇地区漁協小禄支部の歴史的経緯をご理解の上、国、沖縄県、那覇市、関係機関、関係各位に対しまして、早期の船揚場施設整備に対する取り組みの強化をお願いするとともに、本件事業は慰藉事業であることに鑑み、小禄支部組合員の悲願である船揚場整備にご理解と特別なるご高配を賜りますよう衷心より重ねてお願い申し上げます。

府開空整第 86 号
平成 29 年 11 月 29 日

那覇地区漁業協同組合

内閣府沖縄総合事務局長 能登 靖



那覇空港第 2 滑走路増設に伴う船だまり等の整備について

平成 25 年 4 月 30 日付け那地漁発第 5 号で要請のありました標記の件について、下記のとおり改めて確約致します。

記

大嶺地区漁業の歴史的経緯と地区漁民の皆様が長く切望されている漁業拠点（漁港あるいは船揚場）の建設の必要性については、十分に認識しているところであります。

新たな施設整備については、沖縄総合事務局、沖縄県及び那覇市の 3 者が連携し、それぞれの役割を果たし、責任をもって確実に整備してまいります。

整備場所については、これまで、沖縄総合事務局、沖縄県及び那覇市の 3 者で旧自由貿易地域の沿岸域に当該施設を整備すべく取り組んでまいりましたが、共同使用等の許可手続きが長期化することから、瀬長島北側沿岸域に変更し、那覇空港第 2 滑走路の供用と合わせた施設整備を目指してまいります。

なお、沖縄総合事務局が道路の整備に取り組み、船だまり整備は那覇市が事業主体となり、沖縄県は船だまり整備費用の一部を補助する形を予定しています。

那覇地区漁業協同組合

沖縄県知事 翁長 雄志



那覇空港第 2 滑走路増設に伴う船だまり等の整備について

平成 25 年 4 月 30 日付け那地漁発第 5 号で要請のありました標記の件について、下記のとおり改めて確約致します。

記

大嶺地区漁業の歴史的経緯と地区漁民の皆様が長く切望されている漁業拠点（漁港あるいは船揚場）の建設の必要性については、十分に認識しているところであります。

新たな施設整備については、沖縄総合事務局、沖縄県及び那覇市の 3 者が連携し、それぞれの役割を果たし、責任をもって確実に整備してまいります。

整備場所については、これまで、沖縄総合事務局、沖縄県及び那覇市の 3 者で旧自由貿易地域の沿岸域に当該施設を整備すべく取り組んでまいりましたが、共同使用等の許可手続きが長期化することから、瀬長島北側沿岸域に変更し、那覇空港第 2 滑走路の供用と合わせた施設整備を目指してまいります。

なお、沖縄総合事務局が道路の整備に取り組み、船だまり整備は那覇市が事業主体となり、沖縄県は船だまり整備費用の一部を補助する形を予定しています。

那 経 商 第 308 号
平成 29 年 11 月 29 日

那 覇 地 区 漁 業 協 同 組 合

那 覇 市 長 城 間 幹 子



那 覇 空 港 第 2 滑 走 路 増 設 に 伴 う 船 だ ま り 等 の 整 備 に つ い て

平成 25 年 4 月 30 日 付 け 那 地 漁 発 第 5 号 で 要 請 の あ り ま し た 標 記 の 件 に つ い て、下 記 の と お り 改 め て 確 約 致 し ま す。

記

大 嶺 地 区 漁 業 の 歴 史 的 経 緯 と 地 区 漁 民 の 皆 様 が 長 く 切 望 さ れ て い る 漁 業 抛 点 (漁 港 あ る い は 船 揚 場) の 建 設 の 必 要 性 に つ い て は、十 分 に 認 識 し て い る と こ ろ で あ り ま す。

新 た な 施 設 整 備 に つ い て は、沖 縄 総 合 事 務 局、沖 縄 県 及 び 那 覇 市 の 3 者 が 連 携 し、そ れ ぞ れ の 役 割 を 果 た し、責 任 を も っ て 確 実 に 整 備 し て ま い り ま す。

整 備 場 所 に つ い て は、こ れ ま で、沖 縄 総 合 事 務 局、沖 縄 県 及 び 那 覇 市 の 3 者 で 旧 自 由 貿 易 地 域 の 沿 岸 域 に 当 該 施 設 を 整 備 す べ く 取 り 組 ん で ま い り ま し た が、共 同 使 用 等 の 許 可 手 続 き が 長 期 化 す る こ と か ら、瀬 長 島 北 側 沿 岸 域 に 変 更 し、那 覇 空 港 第 2 滑 走 路 の 供 用 と 合 わ せ た 施 設 整 備 を 目 指 し て ま い り ま す。

な お、沖 縄 総 合 事 務 局 が 道 路 の 整 備 に 取 り 組 み、船 だ ま り 整 備 は 那 覇 市 が 事 業 主 体 と な り、沖 縄 県 は 船 だ ま り 整 備 費 用 の 一 部 を 補 助 す る 形 を 予 定 し て い ま す。

ま た、完 成 後 の 当 該 施 設 に お け る 必 要 な 維 持 管 理 に つ い て は、那 覇 市 が 行 い ま す。

府開空整第 25 号
平成 25 年 6 月 24 日

那覇地区漁業協同組合

内閣府沖縄総合事務局長 榎 谷 裕 司

那覇空港第 2 滑走路増設に伴い近隣の漁船用舟だまり等の整備について（回答）

平成 25 年 4 月 30 日付け那地漁発第 5 号で要請のありました標記の件について、
下記のとおり確約致します。

記

大嶺地区漁業の歴史的経緯と地区漁民の皆様が長く切望されている漁業拠点（漁港あるいは船揚場）の建設の必要性については、十分に認識しているところであります。

新たな施設整備については、将来の地区漁民の漁業振興、ひいては那覇市の水産振興に資するものであり、組合員が利用できる規模の漁港等の整備が重要であると考えております。

については、那覇市行政区においてこれらの条件を満たす地域を検討した結果、旧自由貿易地域の沿岸域に当該施設を整備してまいりたいと考えております。

整備先の旧自由貿易地域沿岸域の使用については、許可手続きに約 2 年を要しますが、この間、基本構想、基本設計、実施設計を進め、認可後 2 年以内に施設整備の完了を目指してまいります。

本件につきましては、沖縄総合事務局、沖縄県及び那覇市が連携しつつ、それぞれの役割を果たし、責任をもって確実に推進し、実施してまいります。

以上

企交第 401 号
平成 25 年 6 月 24 日

那覇地区漁業協同組合

沖縄県知事 仲井眞 弘 多

那覇空港第 2 滑走路増設に伴い近隣の漁船用舟だまり等の整備について（回答）

平成 25 年 4 月 30 日付け那地漁発第 5 号で要請のありました標記の件について、
下記のとおり確約致します。

記

大嶺地区漁業の歴史的経緯と地区漁民の皆様が長く切望されている漁業拠点（漁港あるいは船揚場）の建設の必要性については、十分に認識しているところであります。

新たな施設整備については、将来の地区漁民の漁業振興、ひいては那覇市の水産振興に資するものであり、組合員が利用できる規模の漁港等の整備が重要であると考えております。

については、那覇市行政区においてこれらの条件を満たす地域を検討した結果、旧自由貿易地域の沿岸域に当該施設を整備してまいりたいと考えております。

整備先の旧自由貿易地域沿岸域の使用については、許可手続きに約 2 年を要しますが、この間、基本構想、基本設計、実施設計を進め、認可後 2 年以内に施設整備の完了を目指してまいります。

本件につきましては、沖縄総合事務局、沖縄県及び那覇市が連携しつつ、それぞれの役割を果たし、責任をもって確実に推進し、実施してまいります。

以上

那 経 商 第 147 号
平成 25 年 6 月 24 日

那覇地区漁業協同組合

那覇市長 翁長 雄志 印

那覇空港第2滑走路増設に伴い近隣の漁船用舟だまり等の整備について（回答）

平成 25 年 4 月 30 日付け那地漁発第 5 号で要請のありました様記の件について、下記のとおり返答致します。

記

大嶺地区漁業の歴史的経緯と地区漁民の皆様が長く切望されている漁業拠点（漁港あるいは船揚場）の建設の必要性については、十分に認識しているところであります。

新たな施設整備については、将来の地区漁民の漁業振興、ひいては那覇市の水産振興に資するものであり、組合員が利用できる規模の漁港等の整備が重要であると考えております。

については、那覇市行政区においてこれらの条件を満たす地域を検討した結果、旧自由貿易地域の沿岸域に当該施設を整備してまいりたいと考えております。

整備先の旧自由貿易地域沿岸域の使用については、許可手続きに約 2 年を要しますが、この間、基本構想、基本設計、実施設計を進め、認可後 2 年以内に施設整備の完了を目指してまいります。

本件につきましては、沖縄総合事務局、沖縄県及び那覇市が連携しつつ、それぞれの役割を果たし、責任をもって確実に推進し、実施してまいります。

以上

小禄支部の歴史的経緯について

1907年(明治40年)に島嶼町村制が發布され、従来の小禄間切りが小禄村に改称され、1914年(大正3年)小禄村は湖城を那覇に出し、小禄、大嶺、安次嶺、当間、具志、宇栄原、高宮城、鏡水の8カ字で構成していた。(その後、小禄から田原、安次嶺から金城と赤嶺が分離、高宮城が高良と宮城の2カ字に分かれ12カ字となる。)

大正時代の大嶺地区では、廻し網漁やサシ網漁でミズン(イワシ)、追い込み漁でイラブチャー(ベラ)と漁法が改良され、2~3隻のサバニが合同して漁を行うのが普通だった。宇民総出でガチュン(アジ)等を獲って、入網漁で甲イカ等、その他雑魚法でイセエビ、タコ、カニ、アジケー(シヤコ貝)などの貝類を獲って那覇市場に売りに行っていた。

戦前から同地区では7~8トンの木造船でマグロ延縄漁も営んでいたが、昭和6年から始まった5度に及ぶ国策によって日本海軍による農地、宅地、住宅、船揚場、木造船まで收容され、小禄飛行場用地となった。

その後、日本軍からの要求により食糧の確保ということで大嶺の漁業者による「漁業開発隊」が編成され、ボルネオ、フィリピンのマニラまで航海したが、結局戦争悪化のため組織解散した。木造船を收容され、働く術をなくした大嶺の漁師たちは活路を求め、漁業開発隊に再起をかけたのだが……。戦前、国策に翻弄された大嶺のウミンチュは最後の最後まで錨を降ろす船揚場を失ったのである。

戦後、大嶺の漁業者を中心に「小禄村水産組合」を結成した。相当数のサバニで大嶺の漁業は一時期非常な発展をみせた。しかし、漁業者の居住地が海からかなりの遠隔地にあり、漁港を持たない同水産組合は次第にその発展が望めなくなっていった。

大嶺の漁民は、戦後も引続き船揚場等の生活基盤まで奪われたまま、苦難の変遷を辿り、瀬長島海浜で漁業を営むこととなった。

その間、小禄飛行場は通信省管理から米国空軍の管理となり那覇飛行場と改名され、1972年(昭和47年)に沖縄の日本復帰に伴い運輸省(現国土交通省)所管の那覇空港に改名された。(字誌「大嶺の今昔 那覇市宇大嶺向上会」より抜粋)

大嶺出身者は、1954年(昭和29年)の小禄村と那覇市の合併に伴い那覇地区漁業協同組合(以下「組合」という。)に加入し、小禄支部となった。組合は、小禄支部先人の苦難の歴史に伝えるため、1979年(昭和54年)から関係機関に対し幾度となく生活基盤である漁港又は船揚場建設に係る要請を行ってきた。

今般、組合は国、沖縄県、那覇市の各代表者に対し、これまでの大嶺地区漁民の歴史的経緯を踏まえ、那覇空港の第2滑走路増設に伴う船揚場建設の要請に対し、改めて2017年(平成29年)11月29日付けにて、各代表者から「那覇空港第2滑走路建設に伴う船だまり等の整備について」の文書にて、悲願であった船揚場を那覇空港南側に建設することとなった。